

兵庫県森林審議会議事結果

日 時：令和6年12月19日(木)

14:30～16:30

場 所：兵庫県土地改良会館6階大会議室

- 1 あ い さ つ 菅村農林水産次長
- 2 委 員 紹 介 出席12名 欠席3名
- 3 諮 問 令和6年12月19日付諮問第101号

4 審 議

- (1) 円山川地域森林計画の(案)について
- (2) 加古川地域森林計画の一部変更計画(案)について
- (3) 揖保川地域森林計画の一部変更計画(案)について

<委員質疑応答>

- ・円山川地域森林計画の保安林の解除面積が、現計画より新計画の方が減っている理由は？
⇒保安林は、基本的に防災上、重要なところを指定しており、原則解除できないものとなっている。
ただし、公共の用途に付すなど保安林の指定目的がなくなった場合には除外ができ、そのような場合のみ解除ができるということから、年1ha程度の10年間で10haの解除面積を計画した。
- ・円山川地域森林計画で主伐が増加し間伐が減少する計画であるにもかかわらず、材積の総数が減少している。主伐が増加すれば材積は増加するはずではないのか？
⇒主伐が増加し間伐が減少しても、主伐と間伐のトータルの材積を計上しているため、総数は減少していることとなる。
全国的にも減少しているということか？
⇒基本的には、国が示した伸びに即して計画を立てているので他の県も同じような計画になっていると思われる。
- ・太陽光発電施設設置に伴う森林の面積減が結構ある。
これは、森林を伐ってパネルを設置しているのか？
⇒そのとおりである。
太陽光発電設置により森林区域内で開発をする場合、0.5haを超えると許可が必要となる。
申請が出れば、基本、許可をするのか？
⇒許可基準があり、防災施設等を設置するなどの基準を満たせば許可ということになる。
また、兵庫県では独自に太陽光条例(*)を制定し、住民への周知や植物への影響を配慮した基準を設けて規制を強化していることから太陽光発電施設の開発件数は、相当落ち着いてきている。
*太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例

5 答 申

3の諮問に基づき4における審議を行った結果、原案どおり適当である旨の答申があった。

6 その他協議事項

森林審議会運営規程の改正並びに令和7年度の森林審議会の開催について

森林審議会運営規程を改正し、知事からの諮問があったとき以外に会長が必要と認めたときにも審議会の開催を可能とすることとした。

7 情報提供

分収林地を含む今後の森林管理のあり方の検討及び災害に強い森づくり（第4期対策）の検証について

社会情勢の変化に伴う木材価格の低迷により経費回収が困難となっている分収林事業は、森林の機能を維持していくための新たな管理手法の検討が求められており、この課題は分収林を含めた県内の民有林全体のものとらえている。

今回、検討委員会での検証について11月に公表した中間報告の内容を紹介する。

民有林のうち人工林を「伐採林：資源循環型林業」と「保育林：針広混交林」に分類し、また、分収林契約解約後の新たな管理主体については、①市町有林は市町 ②伐採林を含む契約地は森林組合等事業体 ③①と②以外の契約地は市町等(公的管理)とする。

さらに、②は森林経営計画制度を、③は森林経営管理制度を活用し、特に「保育林」については、15haのまとまりの有無等を基本に3つにゾーニングし各々効果的かつ低コストの整備手法を、また、管理する市町を支援する森林管理のワンストップ組織を設置して整備する手法が提言されている。

また、災害に強い森づくり第4期対策については事業検証委員会で検証を進めており、今回その概要を報告する。

「緊急防災林整備事業」では土砂流出量の抑制が、「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」では事業後の年数経過とともに樹林化の進行が、「里山防災林整備」では直接的な倒木被害の回避が、「野生動物共生林整備」では事業後の住民の獣害対策意識の向上化などの事業効果が確認されている。

一方、事業全般としてシカ害が課題で、不嗜好性樹種の植栽の実施などで対応している。

課題と対策としては、①災害発生が危惧される森林の増加⇒未整備箇所の森林の防災機能強化 ②放置された高齢人工林の増加⇒気象害に強い針広混交林へ誘導 ③獣害被害の深刻化⇒防除(柵設置)と駆除(密度管理)をあわせた総合的対策 ④県民の理解醸成等⇒都市住民や企業の参画、大学との連携、小中高校生向けの森林環境教育の機会の創出 が検討されている。

森林環境税を活用した森林整備の推進について

兵庫県への譲与税の実績(R元年度～R5年度)は、市町に対しては54億円、県に対しては9億円譲与されており、市町では森林整備への活用が多く、森林の少ない市町では木材利用に、県では市町支援を中心に活用している。また、県では市町が適正に税を活用できるようにガイドラインを策定している。

具体的には、県はサポートセンターを設置し市町へ新規事業の提案、森林整備や木材利用の仕様書作成など伴走支援を実施し市町の譲与税活用実績を上げているほか、民間施設等の木質化支援やドローン研修などの木材利用や人材育成にも活用している。

また、市町の事例として佐用町は町有林化を促進する事業を創出、神戸市は森林整備で出てきた木材の活用を促進するプラットフォームを設立、たつの市では市役所木質化などがある。

今後、力を入れていきたい活用方法としては、①上下流市町の連携による森林整備の推進 ②林業就業者の定着促進 ③森林経営管理制度の推進 があげられる。

建築物への県産木材の利用促進について

県産木材の利用については、H29に制定された「県産木材の利用促進に関する条例」により建築用と燃料用の2本柱で活用を、R5に策定された「県建築物木材利用促進方針」により公共建築物のみならず民間建築物等にも活用を促進していく施策を展開している。

現在、木材利用が抱える長期的な課題としては、①住宅着工戸数の長期的な減少 ②非住宅分野における木造化の遅れ ③素材生産量のうち建築用材需要の伸び悩み があげられる。

また、非住宅分野に関する主な推進施策としては、①公共施設の木造・木質化（例：県立総合射撃場の管理棟等の木造・木質化） ②民間非住宅建築物の木質化（例：大型商業施設の木育広場設置、保育園の木製遊具導入） ③人材育成（例：木造建築士セミナーの修了生による私立幼稚園の木造設計） ④市町等への専門家派遣・相談対応（例：ひょうご森づくりサポートセンターから市町へのアドバイザー派遣） ⑤普及啓発（例：ひょうご木製品マイスター制度、「ひょうごの木」WEBサイトの拡充による情報提供の充実化）がある。

今後、力を入れていきたい施策としては、①都市部の建築物の木造・木質化（例：三宮再整備参画企業への働きかけ） ②民間商業施設・企業への働きかけ（例：国と建築物木材利用促進協定を締結した企業への働きかけ） ③ひょうごの木のブランド化（例：異業種分野企業とのコラボによる新たな価値の創出と発信）の3点が考えられる。